

## 経済変動対策資金（中東情勢緊急対応）の創設について

中東情勢の影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するため、県融資制度である経済変動対策資金の中に「中東情勢緊急対応」のメニューを創設し、5月1日から取扱いを開始する。

資 金 名	経済変動対策資金（ <u>「中東情勢緊急対応」を創設 ※下線部</u> ）
融資の対象者	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 最近3月間の売上高等又は利益率の月平均が、前年同期の売上高等又は利益率の月平均比で5%以上減少している者 4 <u>中東情勢の影響を受け、原油価格・原材料価格の上昇等により、資金繰りに支障を来している又は来すことが見込まれる者</u>
資金使途	経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金 既存の信用保証付き融資の借換資金（ <u>融資の対象者4を除く</u> ）
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	融資対象者1～3：年2.05%以内 <u>融資対象者4：年1.65%以内</u>
保証料率	年0.45～1.52%
担保及び保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
申込手続き	取扱金融機関又は信用保証協会へ申し込む
取扱期間	<u>令和8年5月1日から令和8年7月31日まで</u>